

ID: 311

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	測量又は調査のための土地の立入り等の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第72条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第72条第1項の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第72条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長(以下「機構理事長等」という。)は、第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第3条第1項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 312

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	障害物の伐除の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第72条第6項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第72条第6項の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第72条</p> <p>6 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいらないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者(その命じた者又は委任した者を含む。)は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5043

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	公告後における建築行為等の許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第76条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告</p>		
標準処理期間	30日		
備考	市施行の土地区画整理事業についての処分		
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	建築物等の移転又は除去の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第7項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第77条第7項の規定による。 (建築物等の移転及び除却)</p> <p>第77条</p> <p>7 施行者は、第2項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第4項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	移転、除去の際の建築物等の使用制限		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第8項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	法第77条第8項の規定による。 (建築物等の移転及び除却) 第77条 8 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合には、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 315

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の2第5項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第85条の2第5項の規定による。 (住宅先行建設区への換地の申出等)</p> <p>5 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。</p> <p>(2) 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。</p> <p>(3) 当該申出に係る宅地についての換地に、第117条の2第1項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従つて住宅が建設されることが確実であると見込まれること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 469

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の3第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第85条の3第4項の規定による。 (市街地再開発事業区への換地の申出等)</p> <p>第85条の3</p> <p>4 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合</p> <p>(2) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 470

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の4第5項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第85条の4第5項の規定による。 (高度利用推進区への換地の申出等)</p> <p>第85条の4</p> <p>5 施行者は、第1項又は第2項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えないこととなる場合</p> <p>(2) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えることとなる場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3020

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	規準若しくは規約又は事業計画変更の認可及び施行者の変動に伴う規約変更の認可(個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第10条第1項及び第11条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第10条第3項において準用する法第9条第1項及び第2項の並びに第11条第4項の規定による。</p> <p>(規準又は規約及び事業計画の変更)</p> <p>第10条</p> <p>3 第7条の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第8条の規定は事業計画の変更についての認可を申請しようとする個人施行者について、前条の規定は第1項に規定する認可の申請があつた場合及びその認可をした場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第3項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第5項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。</p> <p>(施行の認可の基準等)</p> <p>第9条 都道府県知事は、第4条第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>(2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。</p> <p>(3) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。</p> <p>(4) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p> <p>2 都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号の一に該当すると認めるときでなければ、第4条第1項に規定する認可をしてはならない。</p> <p>(施行者の変動)</p> <p>第11条</p> <p>4 1人で施行する土地区画整理事業において、前3項の規定により施行者が数人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第3条第1項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第4条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3026

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	土地区画整理事業の廃止又は終了の認可及び土地区画整理組合設立の認可(個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第13条第1項及び第14条第1項から第3項まで
法令番号	昭和29年法律第119号
<p>【基準】</p> <p>法第13条第1項、第14条第1項から第3項まで並びに第21条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(土地区画整理事業の廃止又は終了)</p> <p>第13条 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>(設立の認可)</p> <p>第14条 第3条第2項に規定する土地区画整理組合(以下「組合」という。)を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>2 組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立って組合を設立する必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、7人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p> <p>3 前項の規定により設立された組合は、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>(設立の認可の基準等及び組合の成立)</p> <p>第21条 都道府県知事は、第14条第1項から第3項までに規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号(同項に規定する認可の申請にあつては、第3号を除く。)のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>(2) 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第3項の規定による都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。</p> <p>(3) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。</p> <p>(4) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第14条第1項又は第2項に規定する認可をしてはならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3028

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	定款又は事業計画若しくは事業基本方針変更の認可(個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第39条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条第1項の規定による。 (定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)</p> <p>第39条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3029

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	土地区画整理事業の施行の認可(個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第4条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第4条第1項並びに法第9条第1項及び第2項の規定による。 (施行の認可)</p> <p>第4条 土地区画整理事業を第3条第1項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。 (施行の認可の基準等)</p> <p>第9条 都道府県知事は、第4条第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 (3) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 (4) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p> <p>2 都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号の一に該当すると認めるときでなければ、第4条第1項に規定する認可をしてはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3030

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	土地区画整理組合解散の認可(個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第45条第2項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第45条第1項から第3項までの規定による。 (解散)</p> <p>第45条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。</p> <p>(1) 設立についての認可の取消 (2) 総会の議決 (3) 定款で定めた解散事由の発生 (4) 事業の完成又はその完成の不能 (5) 合併 (6) 事業の引継</p> <p>2 組合は、前項第2号から第4号までの一に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第16条第1項において準用する第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての第117条の2第1項に規定する指定期間を経過した後でなければ、前項に規定する認可(事業の完成の不能による解散その他事業の廃止による解散についての認可を除く。)をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においてもその認可をすることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3031

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	宅地以外の土地を管理する者の承認(国土交通省所管の国有財産(河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供されているもの及び道路法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されているもの(同法第92条第1項の規定により不利用物件となったものを含む。))で、県が管理するものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第7条(第17条及び第51条の5において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第7条の規定による。 (宅地以外の土地を管理する者の承認)</p> <p>第7条 第4条第1項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3032

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	建築行為等の許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第76条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告</p>		
標準処理期間	30日		
備考	<p>栃木県からの権限移譲で市が行う処分</p>		
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3034

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	換地計画の認可及び換地計画変更の認可(個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第86条第1項及び第97条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号
<p>【基準】</p> <p>法第86条並びに第97条並びに同条第2項及び第3項において準用する第86条第4項及び第5項の規定による。</p> <p>(換地計画の決定及び認可)</p> <p>第86条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 個人施行者、組合又は区画整理会社が前項の規定による認可の申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>3 施行地区が工区に分かれている場合においては、第1項の換地計画は、工区ごとに定めることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>(2) 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。</p> <p>(3) 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区(都市再開発法第2条第3号に規定する施行地区をいう。)が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第1項に規定する認可をしてはならない。</p> <p>(換地計画の変更)</p> <p>第97条 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社はその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>2 第8条の規定は換地計画を変更しようとする個人施行者について、第86条第4項及び第5項の規定は個人施行者から前項に規定する認可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第51条の6の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第86条第4項及び第5項の規定は個人施行者以外の施行者から第1項に規定する認可の申請があつた場合について、第88条第2項から第7項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な又は形式的な変更をしようとする場合を除く。)について準用する。この場合において、第51条の6中「施行地区となるべき区域」とあるのは「換地計画に係る区域」と、第88条第2項中「その換地計画」とあるのは「その換地計画の変更に係る部分」と読み替えるものとする。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日